

令和7年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課

1. はじめに

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定しています。今般、令和7年度から適用する新基準等として、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行いました。本稿では、これらの主な基準改定の概要を紹介します。

2. 直轄土木工事等における働き方改革関連の積算改定について

(1) 現場環境の改善費用の充実

従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口補水液・空調服等の労務管理に係る費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上していました。また、工期については、猛暑日を考慮して設定しており、想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上するこ

現行		
率計上費目	実施する内容（率計上分）	
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇	他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化	他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策	
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板	他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）



今後		
率計上費目	実施する内容（率計上分）	
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇	他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化	他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費	
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板	他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

図-1 現場環境の改善費用の充実

ととしています。

令和7年度より、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策に係る費用を「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に、設計変更を実施します(図-1)。

(2) 完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、総力を挙げ取り組んでいきます。令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施すべく、週休2日実施工事において完全週休2日(土日)の補正係数などを設定します。補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用します。なお、完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止します(図-2)。

(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間(就業時間)に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されていま

す。路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施しています。令和6年度は、切削オーバーレイ工など10工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたため、令和7年度歩掛改定に反映しました(図-3)。

また、鋼橋架設のベント設備に係る工種において、移動式クレーンを日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたため、令和7年度歩掛改定に反映しました(図-4)。

(4) 改正品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

改正品確法に定められた災害協定における負傷等に対する民間労災に係る法定外保険、第三者損害賠償保険等で必要な保険契約について、令和7年度をめどにその積算方法を検討します。

3. 円滑な施工体制の確保

平成23年東日本大震災(岩手・宮城・福島県内)、平成28年熊本地震(熊本県内)の被災地で

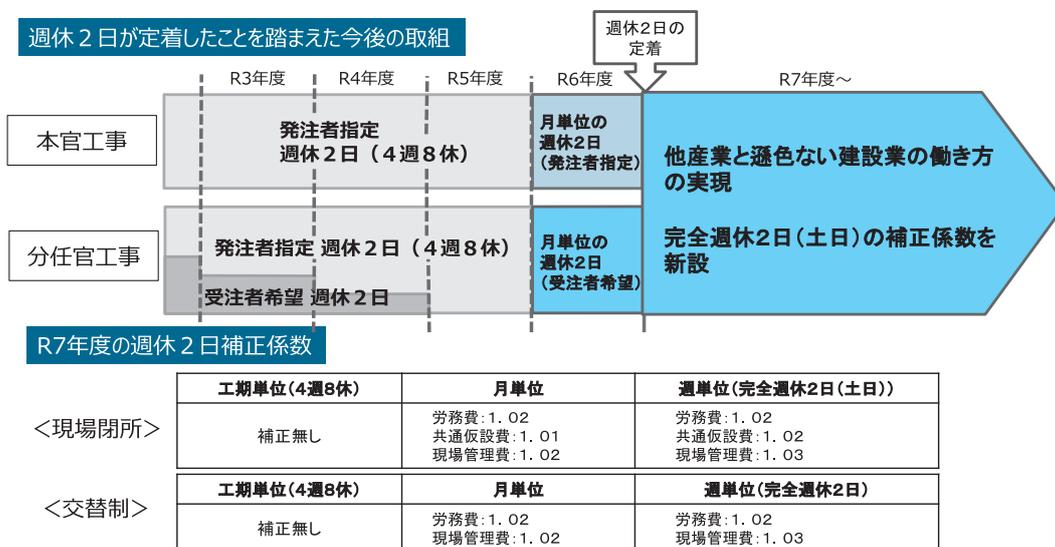
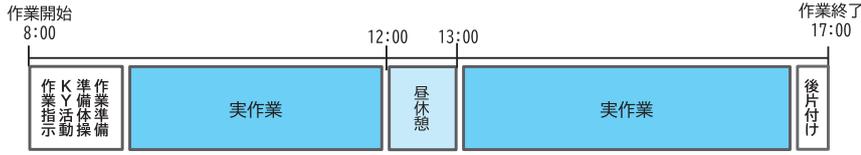
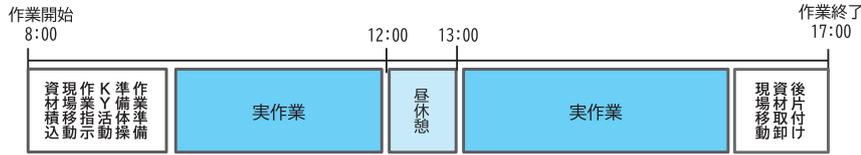


図-2 完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）

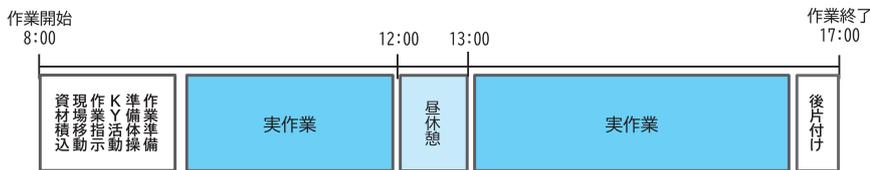


○ 切削オーバーレイ工など10工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

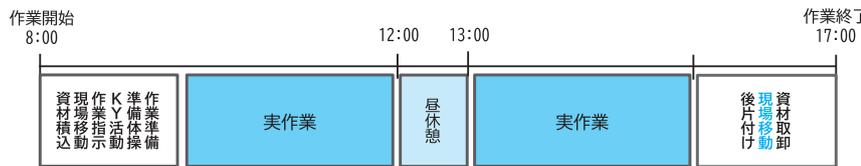
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

図－3 移動時間等を踏まえた歩掛改定【移動時間を考慮した歩掛の改定】

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



○ 鋼橋架設のバント設備に係る工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

図－4 移動時間等を踏まえた歩掛改定【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改定】

は、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生してきました。実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正（復興係数）や歩掛の日当たり標準作業量の補正（復興歩掛）を設定します（図－5）。

また、実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定します（図－6）。

4. 共通仕様書等の改定

土木工事共通仕様書，施工管理基準，電気通信設備工事共通仕様書について，改定された各種基

準類との整合を図るとともに，ICT技術の全面的な活用を推進するため，一部改定します。

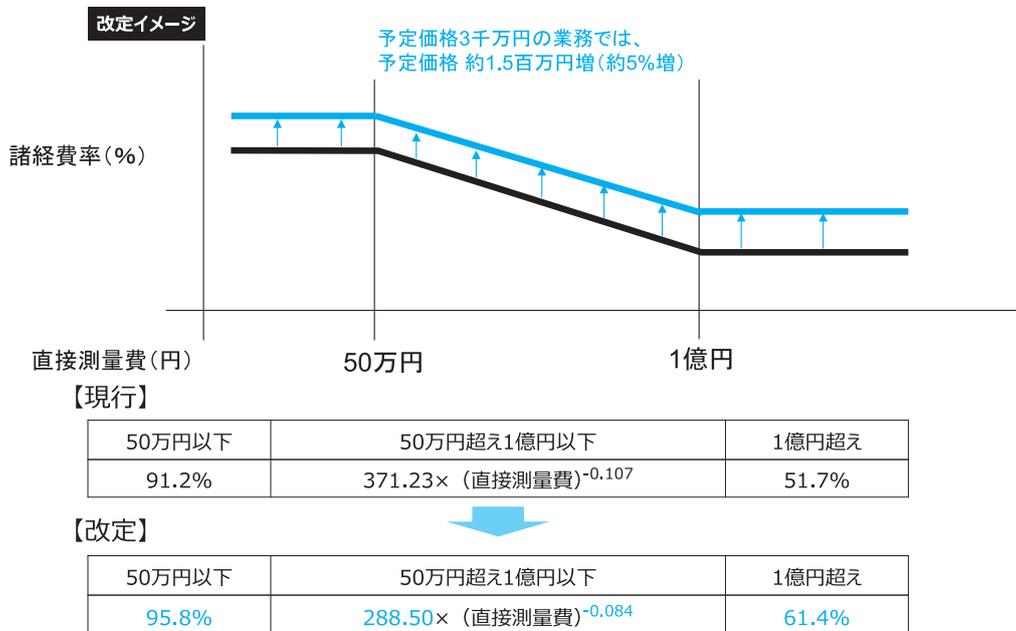
また，労働環境を改善し，円滑な工事の実施と品質向上に努めることを目的に，受発注者間における仕事の進め方として，ウィークリースタンスの実施に努めることを規定する等の改定をします。

5. おわりに

建設業が新4K，「給与がよく，休暇が取れ，希望が持てる」そして「カッコいい」魅力的な産業となり，「地域の守り手」としての重要な役割

		岩手・宮城県内	福島県内	熊本県内
発災年月日		H23.3.11		H28.4.14
復興係数 間接 工事費を 補正	適用時期	H26.2.3		H29.2.1
	対象工事	直轄土木工事		直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.3⇒1.2へ変更 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。	共通仮設費：1.3 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.5、現場管理費1.2を適用)。	共通仮設費：1.0 現場管理費：1.0 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.1、現場管理費1.1を適用)。
復興歩掛 歩掛の 日当り 標準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1		H29.2.1
	対象工種	土工		土工
	補正率	土工：補正無し		土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%低減へ変更 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。

図－5 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛



図－6 測量業務の諸経費率の改定

を担い続けていただくことが重要です。

近年の気候変動下の厳しい作業環境の中でも担い手を確保するため、熱中症対策等費用の充実や週休2日の補正係数による多様な働き方の支援を通じて、建設現場の作業環境の改善を進めるとともに、公共工事の品質と効率的な施工を確保して

いくためには建設生産システムの生産性の向上を進めることが重要です。引き続き、現場の実態把握に努め、必要に応じて積算基準等の改定を行うことで、建設業の働き方改革を推進し、より良い建設業の環境整備を図っていく所存です。